

**不適正な犬猫の多頭飼育を未然に防止するための動物愛
護管理部局と福祉部局の効果的な連携体制に係る検討会**

報告書

令和8年3月

目次

はじめに.....	1
I 神奈川県における多頭飼育問題の現状と課題.....	3
1 現状.....	3
(1) 多頭飼育崩壊に由来する神奈川県動物愛護センターにおける犬猫の収容頭数等.....	3
(2) 神奈川県における多頭飼育問題への対策.....	4
2 課題.....	4
3 課題解決に向けた打開策の検討.....	5
(1) 先行事例.....	5
(2) 動物愛護管理部局の問題意識.....	5
(3) 福祉関係者の問題意識.....	5
(4) 仮説.....	5
II 本検討会で検討した内容.....	7
1 多頭飼育問題の未然防止のための動物愛護管理部局と福祉関係機関の円滑な情報共有の仕組づくりについて.....	7
(1) 円滑な情報共有のための3つの仕組.....	7
仕組1 ペットに係る相談窓口の可視化と認知拡大.....	7
仕組2 現場訪問による信頼関係構築と早期把握.....	7
仕組3 会議体と日常連携の役割分担の明確化.....	8
(2) 多頭飼育問題の未然防止を目的に配置するペットリエゾンの運用について.....	8
ア 運用マニュアルの策定.....	8
(ア) 目的.....	8
(イ) 内容.....	8
イ 初回の施設訪問時のアンケートについて.....	9
(ア) 目的.....	9
(イ) 内容.....	9
ウ ペットリエゾンによる支援の効果に係るアンケートについて.....	9
(ア) 目的.....	9

(イ) 内容.....	9
2 多頭飼育問題の未然防止のための動物愛護管理部局と福祉関係機関による飼い主への多角的支援について.....	10
(1) 多角的支援の3つの視点.....	10
視点1 動物愛護管理部局と福祉関係機関による多角的支援の対象者.....	10
視点2 動物愛護管理部局と福祉関係機関による多角的支援の内容.....	11
視点3 動物愛護管理部局と福祉関係機関による多角的支援の方法.....	11
(2) 多機関連携による多角的支援を推進するための職員への研修動画案及びその具体的な活用法について.....	12
ア 目的.....	12
イ 内容.....	12
III 令和7年度ペットリエゾンの活動結果.....	13
1 福祉関係機関への初回訪問・アンケート依頼の結果.....	13
2 アンケートによるニーズ調査結果（抜粋）.....	13
3 ペットリエゾンによる支援実施状況.....	14
(1) 事例1.....	14
(2) 事例2.....	14
(3) 事例3.....	15
(4) 事例4.....	16
(5) 事例5.....	17
(6) 事例6.....	17
4 ペットリエゾンによる支援の効果に係るアンケート結果（抜粋）.....	18
IV 今後の更なる対策と展望.....	19
1 多頭飼育問題の未然防止のための動物愛護管理部局と福祉関係機関の円滑な情報共有の仕組づくりについて.....	19
(1) 円滑な情報共有のための3つの仕組について.....	19
(2) ペットリエゾンの運用について.....	19
ア ペットリエゾンの運用の効果測定方法について.....	19
(ア) ペットリエゾンの運用により想定する成果.....	19
(イ) ペットリエゾンの運用の効果測定方法について.....	20

イ	ペットリエゾンの活動地域について.....	20
ウ	ペットリエゾンの人員について.....	21
2	多頭飼育問題の未然防止のための動物愛護管理部局と福祉関係機関による飼 い主への多角的支援について.....	21
(1)	動物愛護管理部局と福祉関係機関による多角的支援のための3つの視点 について.....	21
(2)	動物愛護管理部局と福祉関係機関による多角的支援の推進のための研修 動画について.....	22
V	多頭飼育問題とは別に福祉の現場で生じている社会的課題.....	23
1	身寄りのない高齢者の増加を踏まえた緊急時のペット対応に関する制度整備 について.....	23
	おわりに.....	24
	不適正な犬猫の多頭飼育を未然防止するための動物愛護管理部局と福祉部局の効 果的な連携体制に係る検討会 委員名簿.....	25
	開催履歴.....	26

別紙1-1：ペットリエゾンの運用イメージ図

別紙1-2：動物相談支援員（ペットリエゾン）の運用マニュアル

別紙2-1：利用者のペットに関する困りごとの把握状況に関するアンケート調査
への御協力について

別紙2-2：利用者のペットに関する困りごとの把握状況に関するアンケート

別紙3-1：ペットリエゾンによる支援の効果に係るアンケート調査の御協力につ
いて

別紙3-2：ペットリエゾンによる支援の効果に係るアンケート

別紙4：福祉関係機関の職員向けのペット対応及び動物愛護管理部局職員向けの福
祉関連の支援を受けている飼い主への接し方等に関する効果的な研修動画
案及びその具体的な活用法について

参考資料：ペットリエゾンの紹介リーフレット

はじめに

神奈川県に限らず、全国の自治体で、飼い主が世話をできる以上に犬や猫を増やしてしまい、ついには世話ができなくなり破綻してしまう多頭飼育問題^{*}が相次ぎ発生している。多頭飼育の問題が顕在化する多くのケースでは、飼い主の心身の問題による判断能力の低下や、経済的困窮が背景にあり、犬猫が増えることによる飼い主の生活環境の悪化や、犬猫の福祉が損なわれるという問題が生じている。

飼い主の生活環境の悪化の影響が周辺環境に及ぶことにより、地域における飼い主の孤立、他者との円滑なコミュニケーションや信頼関係の構築が阻害され、必要な支援を求めることも受けることも困難になり、飼い主の生活環境がさらに悪化することが懸念される。

また、福祉支援を受けている飼い主では、ペットの問題により、十分な福祉支援を受けることができない問題も生じている。

さらに、多頭飼育問題を抱えている飼い主が入院・入所するなどの事態になれば、飼育困難になった犬猫の行き場がなくなり、動物愛護センターや、地域の保護団体で、多数の犬猫を引き取った場合は、收容の増加と動物保護施設の圧迫につながり、收容されている犬猫の福祉の低下の原因ともなる。

このような様々な問題を生じさせる多頭飼育問題は、犬猫の頭数が飼い主の管理能力を超えて問題が深刻化する前に、対策を行うことが非常に重要である。

多頭飼育問題の多くのケースの背景に、飼い主の心身の問題がある以上、多頭飼育問題の未然防止について、動物愛護管理担当部局だけで進めることは難しい。令和3年（2021年）に策定された環境省のガイドライン（『人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン～社会福祉と動物愛護管理の多機関連携に向けて～』）にも、多頭飼育問題の解決には、社会福祉と動物愛護管理の多機関連携が重要であることが記載されている。

神奈川県では、これまで令和3年（2021年）3月に策定した多頭飼育対応指針に基づき、多頭飼育の劣悪度に応じて、「柱1：早期探知・多角的支援のための対策」「柱2：飼い主の管理能力以上に増やさないための対策」「柱3：頭数を減らすための対策」の3つの柱により対応をしている。

この中でも柱1では、各保健福祉事務所環境衛生主管課が主体となり、福祉部局等と見守りチームを結成し、動物愛護管理部局の施策の情報提供の他、事例につい

て共有しており、動物愛護管理部局と福祉部局等との多機関連携体制を構築してきた。しかしながら、多機関連携により情報を探知した時点では、すでに適正な飼育ができていない、いわゆる手遅れとなっている事例も多く、より早い段階からの把握が課題となっている。

そこで、多機関連携による早期探知・多角的支援のさらなる強化を図るため、令和7年4月21日に「不適正な犬猫の多頭飼育を未然に防止するための動物愛護管理部局と福祉部局の効果的な連携体制に係る検討会」が設置された。

本検討会では、多頭飼育問題の未然防止のための動物愛護管理部局と福祉関係機関の円滑な情報共有の仕組づくり及び動物愛護管理部局と福祉関係機関による飼い主への多角的支援について検討した。

円滑な情報共有の仕組づくりとして、多頭飼育問題の未然防止を目的とする訪問型の動物相談支援員（以下「ペトリエゾン」という。）の運用等を検討し、また、多角的支援については、動物愛護管理部局と福祉関係機関の職員への効果的な研修動画及びその具体的な活用法等を検討した。

本報告は、検討会で出た意見を取りまとめたものである。

令和8年3月26日

不適正な犬猫の多頭飼育を未然に防止するための
動物愛護管理部局と福祉部局の効果的な連携体制に
係る検討会 会長 奥田 順之

※多頭飼育問題とは、多数の動物を飼育している中で、繁殖制限や給餌給水、衛生管理等の適切な飼育管理ができないことにより、「3つの影響」（①犬猫の状態の悪化、②周辺的生活環境の悪化、③飼い主の生活状況の悪化）のいずれか、もしくは複数の問題が生じている状況いう。

I 神奈川県における多頭飼育問題の現状と課題

1 現状

(1) 多頭飼育崩壊に由来する神奈川県動物愛護センターにおける犬猫の収容頭数等

多頭飼育崩壊に由来する収容頭数は減少傾向にあるが、発生件数は横ばいであり、施設内には病気や高齢、攻撃性のある譲渡困難な個体が増えている。

また、令和4年度以降では、多頭飼育崩壊事案のうち、福祉的な支援を必要とする飼い主の割合は約6割（令和7年度は9月末時点では10割）である。

表1 多頭飼育崩壊に由来する神奈川県動物愛護センターにおける犬猫の収容頭数

		R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)	R 7 9月
犬	件数(件) ^{※1}	0	3	3 (1)	0	1 (1)	1 (1)
	頭数(頭) ^{※2}	0	27	84	6	36	14
	全収容頭数に占める割合	0%	22%	49%	5%	27%	
猫	件数(件) ^{※1}	7	13	9 (4)	7 (4)	8 (3)	9 (9)
	頭数(頭) ^{※2}	209	388	282 ^{※3}	224	143	81
	全収容頭数に占める割合	42%	59%	62%	56%	55%	

※1 () 内は社会福祉支援を受けている件数 (R4以降集計)

※2 前年度繰越分を含む

※3 収容後の出産(18頭)を含む

表2 犬及び猫を10頭以上飼養している飼い主の届出件数

	R 2 末	R 3 末	R 4 末	R 5 末	R 6 末
届出数	103	121	131	135	134

届出のある飼養については、飼育頭数などの状況を行政が把握しているが、実際に多頭飼育崩壊が発生するのは、行政が把握していない未届出の施設である。

(2) 神奈川県における多頭飼育問題への対策

神奈川県では令和3年3月に策定した多頭飼育対応指針に基づき、次の3つの柱により対策を行っている。

【柱1：早期探知・多角的支援のための対策】

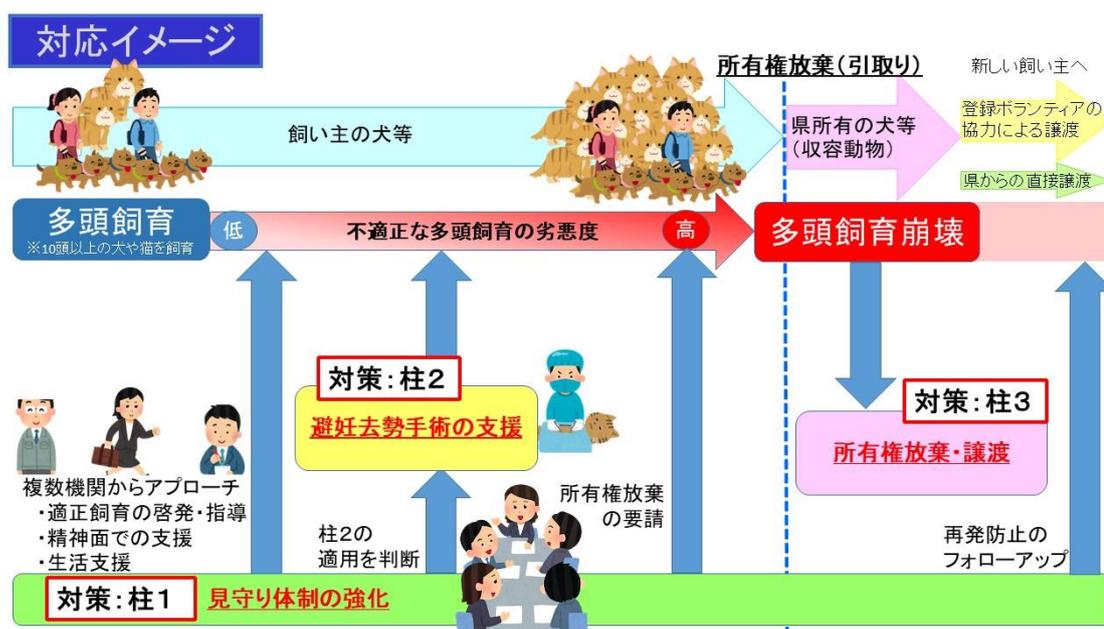
- ・各保健福祉事務所環境衛生主管課が主体となり、福祉関係機関等と見守りチームを結成し、多機関連携による飼い主の見守りや情報共有を実施

【柱2：飼い主の管理能力以上に増やさないための対策】

- ・経済的困窮等により支援が必要と判断された場合に、避妊去勢手術を無償で実施

【柱3：頭数を減らすための対策】

- ・他の柱の対策を講じるも飼育環境が悪化し、飼い主自身で改善が困難とみられる場合等、飼い主に所有権放棄の意思を確認した後、犬猫を引き取り、動物愛護センターに収容



2 課題

多機関連携により情報を探知した時点では、すでに適正な飼育ができていない、いわゆる手遅れとなっている事例も多く、未然防止の対応をすることなく、いきなり柱3の適用にならざるを得ない状況となっている。

3 課題解決に向けた打開策の検討

(1) 先行事例

環境省策定のガイドライン（『人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン～社会福祉と動物愛護管理の多機関連携に向けて～』）において、福祉関係機関と動物愛護管理部局の定期的な勉強会による関係性の構築が図られている事例が掲載されている。

(2) 動物愛護管理部局の問題意識

見守りチームからの情報提供があった事例のほとんどがすでに多頭飼育崩壊しているため、対応に苦慮している。また、背景に人の問題があることにより飼い主とコミュニケーションを取ることが難しい時もあり、適正飼養のための改善指導に支障が生じている。

(3) 福祉関係者の問題意識

ペットを飼っている＝飼育崩壊のリスクが潜んでいる、という認識が低いため、要支援者が飼養しているペットのことを早期に相談するインセンティブがない。

さらにペットに関する問題を共有することにより、業務増加につながる懸念があり、動物部局との情報共有を躊躇してしまう。

一方でペットにより福祉の支援に支障をきたすこともあるが、相談先を見つけるのに苦慮している。

(4) 仮説

多機関連携により情報を探知した時点では、手遅れとなっている事例も多いことから、多頭飼育問題への対策として、「柱1：早期探知・多角的支援のための対策」を強化することが効果的であると考えられる。

こうした中で、前述の「福祉関係者の問題意識」を考慮すると、福祉関係者が動物に関する困りごとや分からないことについて、些細なことでも気軽に相談できる体制（訪問型の動物相談支援員の設置）を作り円滑な情報共有に繋げることが、「柱1：早期探知・多角的支援のための対策」の強化策の1つにな

ると考えるに至った。

また、「動物愛護管理部局の問題意識」、「福祉関係者の問題意識」を考慮すると、人の福祉支援制度への理解の向上及び多機関連携の重要性の意識付けも柱1の強化策の1つになると考える。

そこで、本検討会では訪問型の動物相談支援員（以下「ペットリエゾン」という。）の運用、職員への研修動画及びその他の柱1の強化策について検討した。

II 本検討会で検討した内容

【概要】

I 3 (4) の仮説を踏まえ、「柱1：早期探知・多角的支援のための対策」の強化策について検討した。具体的には、多頭飼育問題の未然防止のための動物愛護管理部局と福祉関係機関の円滑な情報共有の仕組づくり及び動物愛護管理部局と福祉関係機関による飼い主への多角的支援について検討した。

円滑な情報共有の仕組づくりとして、新たに下記の3つの仕組及びペットリエゾンの運用を検討し、また、多角的支援については、3つの視点及び動物愛護管理部局と福祉関係機関の職員への効果的な研修動画の構成及び活用法を検討した。

また、本検討会での検討を踏まえ、令和7年11月からペットリエゾンが運用を開始し、福祉関係機関への巡回訪問、ニーズ調査及び個別事例相談対応を行った。

1 多頭飼育問題の未然防止のための動物愛護管理部局と福祉関係機関の円滑な情報共有の仕組づくりについて

(1) 円滑な情報共有のための3つの仕組

円滑な情報共有のためには次の3つの仕組が重要である。

仕組1 ペットに係る相談窓口の可視化と認知拡大

福祉現場において、「ペットに関する困りごとはペットリエゾンに相談できる」という認識を定着させる。

(具体策)

- ・相談後の流れがわかるようにペットリエゾンの支援、実例、問合せ先等を明示したチラシを作成し、福祉関係機関に配布する。
- ・ペットリエゾンが福祉関係機関を訪問し、チラシを手交するとともに活動内容を説明する。
- ・福祉関係機関における既存の研修等の場を活用し、ペットリエゾンの役割や相談事例を紹介する。

仕組2 現場訪問による信頼関係構築と早期把握

形式的な連携にとどまらず、日常的な接点を通じた動物愛護管理部局と福祉関係機関の間の信頼関係の構築を進める。

(具体策)

- ・ 情報提供を依頼するチラシの配布による相談・情報提供の促進
- ・ ペットリエゾンによる福祉関係機関に対する相談支援
- ・ 多頭飼育等の解決事例を積み重ね、連携の有効性を可視化
- ・ 異変に気づき早く関係機関に相談できるよう福祉のアセスメント項目にペットに関わる項目を加えるとともに、連絡ルートや連絡後の流れ等を明示したフローチャートを活用いただき、迅速・確実な情報共有を可能とする。

仕組3 会議体と日常連携の役割分担の明確化

既存の会議体と日常的な実務連携の役割を整理し、形骸化を防ぐ。

(具体策)

- ・ 年1回程度の連絡会議は、目的・役割確認、相互理解、周知・広報の場として活用
- ・ 現場が安心して相談・連携できるよう情報共有の目的、範囲、役割分担を文書化して、情報も一本化を図る。
- ・ 個人情報の取扱いについて、法的根拠を整理し明示

(2) 多頭飼育問題の未然防止を目的に配置するペットリエゾンの運用について

ペットリエゾンの運用について次のとおり検討した。

ア 運用マニュアルの策定

(ア) 目的

ペットリエゾンの業務内容について福祉関係機関・動物愛護管理部局の双方の理解を促進し、円滑に活動できるようにすること。

(イ) 内容

ペットリエゾンは、福祉関係機関の職員から、利用者のペット飼育に係る相談を受け、課題解決の糸口とするため関係機関等との橋渡しを行う役割を担う。運用のイメージ図は別紙1-1のとおり。

また、具体的な運用マニュアルとして別紙1-2のとおり策定した。

イ 初回の施設訪問時のアンケートについて

(ア) 目的

福祉関係機関が携わる利用者のペット飼育に係る課題の現状を把握し、動物愛護及び福祉両方の観点から必要な支援につなげられるようにするために実施する。

(イ) 内容

別紙 2-1、2-2 のとおり作成した。

ウ ペットリエゾンによる支援の効果に係るアンケートについて

(ア) 目的

ペットリエゾンに対する現状のニーズ、これまでの支援の効果及び今後の継続希望の有無を把握し、効果的な事業展開に資すること。

(イ) 内容

ペットリエゾンに期待される最終的な効果は、柱1の強化、すなわち、社会福祉と動物愛護管理の多機関連携を強化し、多頭飼育問題の早期探知および多角的支援につなげることである。

ただし、ペットリエゾンの活動が多機関連携の強化や多頭飼育問題の早期探知、多角的支援にどの程度寄与したかについては、案件の内容や程度によって様々のため、効果が現れるまでを一律の時間で計ることは難しいと考えられる。

そのため、令和7年度においては、まずは多機関連携に向けた「橋渡しの第一歩」が形成されたかを評価することとした。具体的には、ペットリエゾンへ相談した福祉関係機関の職員による主観的評価（例：今後も相談したいと感じるか等）を中心に把握し、翌年度以降のさらなる活用促進につなげることが適当とされた。

これらを踏まえ、効果測定のための具体的な項目案を別紙 3-1 および 3-2 のとおり作成した。

2 多頭飼育問題の未然防止のための動物愛護管理局と福祉関係機関による飼い主への多角的支援について

(1) 多角的支援の3つの視点

多機関連携による多角的支援の実施に当たり、次の3つの視点が重要である。

視点1 動物愛護管理局と福祉関係機関による多角的支援の対象者

現時点で多頭（10頭以上）飼育をしている飼い主だけでなく、10頭以下であっても、多頭飼育問題に発展するリスクがある方を支援対象とする。

福祉関係機関においては、飼育環境のリスクの有無や状況の深刻度を判断することが難しい場合も多いため、ペットリエゾンに気軽に相談できる体制を整えることが重要である。ペットリエゾンが相談を受け、飼育環境や飼い主の状況を踏まえてリスクの有無を判断することで、適切な支援につなげることが可能となる。この際、ペットリエゾンに相談する基準や優先度を整理できるように、チェックリストを作成し活用することが望ましい。なお、チェックリストは既存のものと一本化し、関係機関が共通して使用できる形とすることが適切である。

また、ペットリエゾンが福祉関係機関におけるペットに係る困りごとに対応することは、福祉関係機関との信頼関係の強化や、円滑な情報共有の仕組みづくりにも寄与すると考えられる。

また、ペットリエゾンによる支援内容周知し、課題解決に繋げることで、福祉関係機関との信頼関係が構築され、多頭飼育問題の早期探知、円滑な情報共有につながる。

なお、ペットとは主に犬や猫など、動物の愛護及び管理に関する法律で規定される愛護動物^{*}を指し、野生動物は含まれない。

- ※愛護動物：1 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ（アナウサギが家畜化されたもの）、鶏、いえばと（カワラバトが家禽化されたもの）及びあひる
- 2 その他、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

視点2 動物愛護管理局と福祉関係機関による多角的支援の内容

多角的支援の内容については、飼い主の生活状況や心身状態、飼育環境に応じて、必要な支援を適切に組み合わせられるよう、支援内容を整理し、できること・できないことを明確にしておくことが重要である。

支援内容は、①支援対象者がペットを適正に飼うための支援、②支援対象者がペットを飼うのが困難になった時の支援、③会議等への参加、研修実施等に区分し、行政が実施できる範囲と民間協力が必要な範囲を明確にする。

例えば、経済的困窮状態にある飼い主に対しては、安価に入手できるペットフードや関連物資の情報提供を行うことが考えられる。行政のみで物資の給付を行うことは困難であるが、民間団体等と協働し、必要に応じて助言や情報提供を行うことで、飼い主の自立的な飼育継続を支援することが考えられる。

また、多角的支援の内容として、飼い主の入院時におけるペットの一時保管先に関する情報提供や調整支援も含まれる。こうした緊急的なニーズに対応できる体制を整えることは、福祉関係機関との信頼関係の強化において重要である。

視点3 動物愛護管理局と福祉関係機関による多角的支援の方法

多角的支援は、人の生活、動物の飼育、衛生環境、地域状況等を踏まえ、それぞれの見立てやアプローチが必要となるため、共同介入を基本とすることが望ましい。これを実現するには、誰がどこまで関わるか等、支援の調整役を明確にすることが必要となる。

また、飼い主が支援を受け入れることが難しい場合や、複数の機関による継続的な支援が必要となる場合等が想定されるが、飼い主との信頼関係を構築できている者が飼い主との窓口を担い、共同介入することで、介入拒否等の事態を回避できる。

相談→訪問→打合せ（ミニカンファレンス）を繰り返し、打合せではそれぞれの役割分担や支援終結の目標等を話し合い、支援継続のために記録を作成することが重要である。

多角的支援の際には動物愛護推進員や民生委員等の協力を得ることも検討

する。

(2) 多機関連携による多角的支援を推進するための職員への研修動画案及びその具体的な活用法について

多機関連携による多角的支援を推進するために、福祉関係機関職員向けのペット対応及び動物愛護管理部局職員向けの福祉関連の支援を受けている飼い主への接し方等に関する効果的な研修動画案及びその具体的な活用法（既存の研修への組み込み等）について、次のとおり検討した。

ア 目的

動物愛護管理部局（県動物愛護推進員を含む）と福祉関係機関が連携し、飼い主への支援を円滑かつ効果的に行える体制づくりを目的に研修を実施する。

イ 内容

研修項目や講師などについて、具体的な内容として別紙4のとおり作成した。

Ⅲ 令和7年度ペトリエゾンの活動結果

令和7年度は先行して検討会委員が所属する県西地域を中心に活動した。

1 福祉関係機関への初回訪問・アンケート依頼の結果

※初回訪問時はペトリエゾンの紹介リーフレット（参考資料参照）も手交

①～④の合計	計 105 施設
①小田原市内	58 施設
ア 市福祉部局（3 課）	
イ 地域包括支援センター（12 施設）	
ウ 障がい者支援施設（2 施設）	
エ 居宅介護支援事業所（41 施設）	
②南足柄市内	19 施設
ア 市福祉部局（2 課）	
イ 地域包括支援センター（3 施設）	
ウ 市社会福祉協議会	
エ 居宅介護支援事業所（13 施設）	
③県社会福祉協議会（横浜、小田原）	2 施設
④県介護支援専門員協会施設	1 施設
⑤その他（依頼のあった座間市など）	25 施設

2 アンケートによるニーズ調査結果（抜粋）

回答数 67 件（令和8年3月現在）

・過去に利用者のペット飼育が福祉支援・サービス提供の妨げになった事例はありますか？

はい 50 件（75%） いいえ 17 件（25%）

・担当している利用者の中に、ペットに関する心配があると感じる方はいますか？

はい 28 件（42%） いいえ 39 件（58%）

3 ペットリエゾンによる支援実施状況

- ・相談件数：30件、飼い主宅訪問件数：9件（令和8年3月現在）

(1) 事例1

(家族構成)

- ・高齢女性一人暮らし（認知機能の衰えあり）
- ・猫1頭を飼養（外にも自由に行き来可能）

(相談者)

- ・地域包括支援センター

(相談内容)

- ・地域包括支援センター職員、ヘルパー、訪問診療医が飼い主宅訪問時に何十か所もノミに咬まれる。飼い主は無害なので、問題意識なし。
- ・飼い主が入院した間に、地域包括支援センターが家の中でバルサンを焚いたが、後日訪問時にまたノミ被害が起きた。
- ・猫は民生委員が保護してくれている。
- ・退院直後である現在は自分で世話ができない認識があり、民生委員の預かりに賛同しているが、認知症の症状もあり、いつ返してくれと飼い主が訴え始めるか分からない。
- ・明日ヘルパー等の事業所が撤退してもおかしくない状況なので、取り急ぎノミに咬まれないための対策を教えて欲しい。

(対応)

- ・ノミに咬まれないための対策として、DEET30%配合の虫よけ剤及び科学論文に基づきココナッツオイルの使用を勧めた。
- ・飼い主宅に同行訪問し、ノミの発生源を調べた。民生委員に猫が預けられている中で、弱っているノミが多かったことから、ノミは猫起因であるものと推定した。
- ・猫の飼養が困難な状況であったため、このまま猫を民生委員に預けたままにすることについて、飼い主も納得した。

(2) 事例2

(家族構成)

- ・ 85歳男性、同居の妻（高齢。認知症あり）は入院中
- ・ 柴犬1頭（7才）を飼養

（相談者）

- ・ 地域包括支援センター

（相談内容）

- ・ 飼い主の妻が犬の散歩中、他の犬に興奮して引っ張られてしまい骨折入院した。これまで1日3回散歩に行っていたが、できなくなり犬のストレスが溜まっている。犬が餌を食べ終わり、餌を追加しようとしたところ飼い主が咬まれた。
- ・ これからどうしていくべきか相談に乗ってほしい。

（対応）

- ・ 飼い主宅に同行訪問し、状況を確認した。
- ・ 飼い主は、犬のことを大切に思っていた。
- ・ 犬の健康状態は良好だった。訪問時、勢いあって玄関から飛び出ないように飼い主がリードを必死で持っていた。ペトリエゾンの匂いをしきりに嗅ぐが、特に攻撃姿勢を見せることはなかった。
- ・ 犬自身が自分のものと認識しているものに飼い主が手を出した瞬間に勢いよく咬む。1時間の散歩を1日2～3回程度行っていた時には、噛むようなこともなかった、とのことだった。
- ・ 県の提携先の訓練士（無償）の派遣を提案したところ、感謝された。
- ・ 散歩代行サービスの活用については費用面の観点から飼い主は後ろ向きだった。
- ・ 併せてペット終活ノートの作成を提案したが、現状では乗り気ではなかった。

（3）事例3

（家族構成）

- ・ 高齢飼い主一人暮らし
- ・ 犬2頭を飼養

(相談者)

- ・法律事務所（福祉関係機関からの紹介）

(相談内容)

- ・昨日、飼い主が歩行困難になり、救急車を呼んだが要介護であったこともあり受入れ病院が見つからず自宅に戻った。しかし、今後も支援が必要なため、近日中に介護施設に一時的に入所してもらうことになった。
- ・そのため、犬2頭を一時的に預けようと思い、近隣のペットホテルにいくつか問合わせたが、狂犬病予防注射が未接種であること（接種する意思はあるしお金もある）や本人でないと預かれない（飼い主が歩行困難のため代理の方で手続きしようとした）ことを理由に受入れ先が見つからなかった。
- ・どこか受け入れてくれるペットホテルはないか教えて欲しい。
- ・要支援者が一時的に施設入所するため、ペットの一時預け先を探しているが、狂犬病予防注射未接種のため、どのペットホテルからも断られ困っている。

(対応)

- ・近隣でペットホテルを併設している動物病院（狂犬病予防接種を接種できる）をリストアップし、提供したところ、感謝された。

(4) 事例4

(家族構成)

- ・77歳男性（飼い主）と息子の二人暮らし
- ・中型犬（10才）、カメ（5才）を飼養

(相談者)

- ・社会福祉協議会

(相談内容)

- ・要支援者の飼い犬の皮膚状態が悪く、ネグレクトが疑われる。
- ・また転居に伴うペットの処遇について相談したい。

(対応)

- ・飼い主宅に同行訪問をした。
- ・飼い主は犬のことを大切に思っていた。犬の皮膚状態はホルモンに起因す

るものであり、犬の年齢から積極的な治療は不要と判断し、見守りとなった。

- ・転居は家庭の事情に伴うものであり、方向性について飼い主の気持ちが揺れており、その場合のペットの処遇について引き続き見守ることとなった。

(5) 事例5

(家族構成)

- ・80代の夫婦（認知機能の判断が怪しい）
- ・頭数未確認の猫（避妊去勢手術実施未確認）を飼養

(相談者)

- ・地域包括支援センター

(相談内容)

- ・ゴミ屋敷であり、最近まで猫8頭を飼っていた。飼育困難になり、ヘルパーの伝手で動物保護団体が数頭引き取った。
- ・現在の飼育頭数が不明（避妊去勢手術の実施の有無も不明）の中、家にやってくる野良猫に餌付けをしており、再度猫が増えてしまうおそれがある。
- ・飼い主は人を家の中に入れたがらない。

(対応)

- ・まずは飼い主と家の外で会うことを提案し、飼い主の了承を得た上で、飼い主宅に同行訪問をした。
- ・避妊済みのメス猫2頭を外飼いするとともに未去勢の雄猫に餌付けをしていた。3頭ともに健康状態は良好であり、他に餌場があると推察された。未避妊・未去勢の野良猫が集まるリスクがある他、カラスが餌を食べていることも推察され、飼い猫のみへの適切な餌やり方法を助言した。
- ・自身の身に何か起きた時に頼れる人などを記載するペット終活ノートを作成することについて飼い主の同意を得た。

(6) 事例6

(家族構成)

- ・女性一人暮らし（精神疾患あり。生活保護を受給）

- ・猫4頭を飼養

(相談者)

- ・訪問看護ステーション

(相談内容)

- ・飼い主は精神疾患により家の中に人を入れるのを拒む（心拍上昇など）。
- ・精神病院に通っているがそのまま入院が必要そうな状況の時もある。
- ・しかしながら、飼い猫に愛着があるので入院ができない。
- ・ペットホテルは1泊1万円近くかかり、費用面で預けることができない。
- ・猫にとって安全で費用がかからない預け先を探している。

(対応)

- ・後日、訪問看護ステーションとペットリエゾンで打合せをしたところ、飼い主は猫の譲渡を嫌がっている、猫を預ける所の条件としてケージは嫌である、猫にストレスがかからない、のびのび暮らせる安価なペットホテルを紹介して欲しいとのことだった。
- ・打合せ当日に訪問看護ステーション側で急用が発生したこと、また早急な入院の予定はない、とのことで打合せは短時間で打ち切りとなり、後日再度の連絡を待つこととなった。

4 ペットリエゾンによる支援の効果に係るアンケート結果（抜粋）

回答数 7 件（令和8年3月現在）

- ・今後もペットリエゾンによる職員への助言や飼い主への支援を希望するか？

強く希望する 2件

どちらかと言えば希望する 4件

どちらかと言えば希望しない 1件（理由：相談した事案が完結したため）

全く希望しない 0件

IV 今後の更なる対策と展望

1 多頭飼育問題の未然防止のための動物愛護管理部局と福祉関係機関の円滑な情報共有の仕組づくりについて

(1) 円滑な情報共有のための3つの仕組について

令和7年11月からペットリエゾンの運用が開始され、一定程度の相談件数があることから、引き続き、巡回訪問及び相談対応を進めていくことで、「仕組1 ペットに係る相談窓口の可視化と認知拡大」と「仕組2 現場訪問による信頼関係構築と早期把握」を推進する。

一方で、「仕組3 会議体と日常連携の役割分担の明確化」については、II 1 (1)に記載した具体策を随時進めていくことを期待する。

(2) ペットリエゾンの運用について

ア ペットリエゾンの運用の効果測定方法について

ペットリエゾンの活動が多機関連携の強化や多頭飼育問題の早期探知、多角的支援にどの程度寄与したかについては、案件の内容や程度によって様々のため、効果が現れるまでを一律の時間で図ることは難しいため、令和7年度は、ペットリエゾンへ相談した福祉関係機関の職員による主観的評価（例：今後も相談したいと感じるか等）を中心に把握するに留まった。この主観的評価の把握は今後も継続することで、ペットリエゾンの活用促進につなげる。

一方で、将来的にはペットリエゾンの運用の効果測定ができるよう、実施方法について次のとおり検討した。

(ア) ペットリエゾンの運用により想定する成果

ペットリエゾンが福祉関係者から動物に関する困りごとや分からないことについて、些細なことでも気軽に相談を受けようにしていく中で、福祉関係者が次第に早期の段階から動物愛護管理部局に相談する関係性を構築する。

また、ペットリエゾンが関係者の橋渡しを進めていく中で、多角的支援を充実する（させていく）。

これらにより、「柱1：早期探知・多角的支援」を強化し、多頭飼育問題の未然防止につなげる。

(イ) ペットリエゾンの運用の効果測定方法について

ペットリエゾンの運用により想定される成果は「柱1：早期探知・多角的支援」の強化であるため、最終的には、次の項目の評価は必要である。

評価項目	評価方法
早期探知に繋がったか	<ul style="list-style-type: none">・ ペットリエゾンへの相談件数の推移・ 福祉関係機関から動物愛護管理部局への相談時の飼養状況のレベルの変化・ 福祉関係機関の職員の意識の変化（相談への心理的ハードルの変化等）
多角的支援に繋がったか	<ul style="list-style-type: none">・ ペットリエゾンにより多角的支援に結び付けられた件数の推移・ 福祉関係機関と動物愛護管理部局の連携事例数の推移・ 福祉関係機関と動物愛護管理部局の職員の意識の変化（連携への意識の変化等）

また、そもそも「柱1：早期探知・多角的支援」の強化により、多頭飼育問題の未然防止に繋がったかの測定も重要である。

それには早期探知・多角的支援を実施することにより、飼い主の飼養状況や意識が変化したかを測定するという方法が考えられる。

仮に柱1を強化したとしても、多頭飼育問題の未然防止に繋がらないのであれば、早期探知・多角的支援をしたにも関わらず多頭飼育問題に陥った事例の要因分析の積み重ねをする必要がある。

イ ペットリエゾンの活動地域について

多頭飼育崩壊は県所管域全域で発生しているため、未然防止を担うペットリエゾンは県所管全域で活動することが望ましい。

また、令和7年度は試行的に限られた人数（週1日勤務2名体制）で県西地域を中心に活動した。こうした中で、福祉職員へニーズ調査を行ったところ、利用者のペット飼育が福祉支援・サービス提供の妨げになった経験がある福祉

職員が 75%程度、現時点でも困っている職員が 42%程度あり、また、実際にペットリエゾンへの相談件数も一定程度あったことから、福祉関係機関によるペットリエゾンへのニーズはであると推察された。

ウ ペットリエゾンの人員について

地域の拡大や福祉職員のニーズに即して、それに対応できるよう人員を拡充すべきである。

2 多頭飼育問題の未然防止のための動物愛護管理部局と福祉関係機関による飼い主への多角的支援について

(1) 動物愛護管理部局と福祉関係機関による多角的支援のための3つの視点について

令和7年11月からペットリエゾンの運用を開始しているが、福祉関係機関からのペットに係る相談事案の大部分が10頭未満の飼育事例であった。このことから「視点1 多角的支援の対象者」として、10頭未満であっても気軽に相談に乗れるようにすることが多機関連携につながると考えられ、今後も継続することが重要である。一方で、継続の過程では、ペットリエゾンに相談する基準や優先度の明確化及び対象事例の絞り込みについても検討する必要がある。

また、「視点2 多角的支援の内容」については、ペットリエゾンが関係者の橋渡しをすることで一定程度の対応ができたが、関係者（ペットホテル、動物病院、散歩代行等）を活用するに当たり費用が発生する場合には、対応が困難になる事例があった。このことから、各関係機関が各自できることを持ち寄ることで引き続き多角的支援の充実に取り組むことを期待する。

「視点3 多角的支援の方法」については、令和7年度時点ではペットリエゾンが関与した事例で多機関が継続的に連携した事例はなかったが、今後は継続的に連携が必要な事例も遭遇すると考えられることから、引き続き事例を積み重ねて最適な方法を構築することを期待する。

（２）動物愛護管理部局と福祉関係機関による多角的支援の推進のための研修動画について

福祉関係機関職員向けのペット対応及び動物愛護管理部局職員向けの福祉関連の支援を受けている飼い主への接し方等に関する効果的な研修動画について、本検討会で検討した研修項目や講師案に基づき、県が令和８年３月に制作した。

本検討会で検討した具体的な動画の活用法を参考に、県が今度研修動画を活用していくことで多機関連携による多角的支援が推進されることを期待する。

V 多頭飼育問題とは別に福祉の現場で生じている社会的課題

多頭飼育問題の未然防止に係る議論の中心からは外れるが、福祉の現場で社会的な問題となっている事項について、次のとおり考えた。

1 身寄りのない高齢者の増加を踏まえた緊急時のペット対応について

今後、身寄りのない高齢者や高齢者単身世帯、老老世帯の増加が見込まれている。こうした高齢者にとって、孤独感を和らげ、生活意欲を保つ存在としてペットを飼育するケースは少なくない。福祉の現場においても、ペットの存在がその人らしい生活や自立の継続につながっている事例が見受けられる。

一方で、認知機能やADL（日常生活動作）の低下により、突発的に施設入所や長期入院となった場合、ペットの世話を担う者がいないことが大きな課題となる。老老世帯や高齢者単身世帯においては、日常的には不適正な飼育状態が見られない場合であっても、こうした突発的な事態により、短期間で飼育問題が顕在化することが想定される。

実際には、行政の福祉部門、地域包括支援センター、ケアマネジャー、地域住民等が、制度外の対応として、飼い主不在期間の給餌や清掃、譲渡先の探索などを担っているのが実態である。さらに、飼い主死亡後に市営住宅内にペットが残された場合、相続放棄の手続きが完了するまで引き渡し対応ができず、市職員が継続的に給餌対応を行わざるを得なかった事例も発生している。

ペット後見等の民間の仕組みができはじめており、民間の力を活用していくことは重要であるが、一定の飼育費用は必要なため、経済的に困窮している高齢者にとっては利用が困難である実情がある。

多頭飼育問題に限らず、このような社会課題への対応について、動物愛護管理部局と福祉関係機関の連携が図られることを期待したい。

おわりに

多頭飼育問題は社会福祉の観点からも、ペットを飼育していることで、支援を必要としている人に支援が届けられないという問題も発生していることが分かった。

本検討会では、多頭飼育問題の未然防止策として、これまで5回にわたり、「多頭飼育問題の未然防止のための動物愛護管理部局と福祉関係機関の円滑な情報共有の仕組づくり」及び「多頭飼育問題未然防止のための動物愛護管理部局と福祉関係機関による飼い主への多角的支援」について検討を重ねてきた。

「円滑な情報共有の仕組づくり」については、環境省ガイドラインが示す多機関連携の理念に基づき、情報共有の目的と役割分担を明確化し、日常的に連携できる体制を構築することが重要である。これにより、地域の見守り機能を強化し、早期探知につながる基盤が整備される。

また、「飼い主への多角的支援」については、飼い主の生活状況や心身状態を踏まえた早期介入を可能とし、関係機関が協働して継続的に支援を調整できる仕組を整えることが重要である。これは、県が掲げる「早期探知・多角的支援による多頭飼育問題の未然防止」の方針とも一致し、動物と人双方の福祉向上に資するものである。

そして、「円滑な情報共有の仕組づくり」も「飼い主への多角的支援」もまた、動物愛護管理部局と福祉関係機関における現場職員の継続的な相互理解こそが大切であり、そのためには、関係者を繋ぐ専門の正規職員の存在が大変重要であることがあらためて浮き彫りとなった。

最後に、県が本検討会の意見を踏まえ、多頭飼育問題の未然防止に向け、動物愛護管理部局と福祉関係機関の連携を一層強化し、地域全体で支援を行う体制の構築が進むことを期待する。

不適正な犬猫の多頭飼育を未然防止するための動物愛護管理局と福祉部局の効果的な連携体制に係る検討会 委員名簿

区分	氏名	職名
有識者	◎奥田 順之	NPO 法人 人と動物の共生センター 理事長
	金山 京子	社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会地域福祉部地域課 課長
	○佐藤 亜樹	東洋大学福祉社会デザイン学部社会福祉学科 准教授
	佐藤 明	一般社団法人神奈川県介護支援専門員協会 理事
行政機関	遠藤 由貴子	神奈川県小田原保健福祉事務所保健福祉部生活福祉課 課長補佐
	春日 直也	南足柄市福祉健康部福祉課生活援護班 班長
	黒澤 淑子	神奈川県小田原保健福祉事務所足柄上センター 生活衛生課 課長
	鈴木 徹	神奈川県平塚保健福祉事務所保健福祉部生活福祉課 課長
	鶴井 真人	小田原市福祉健康部高齢介護課 主任
	松永 新一郎	神奈川県動物愛護センター 所長

◎ 会長 ○ 副会長

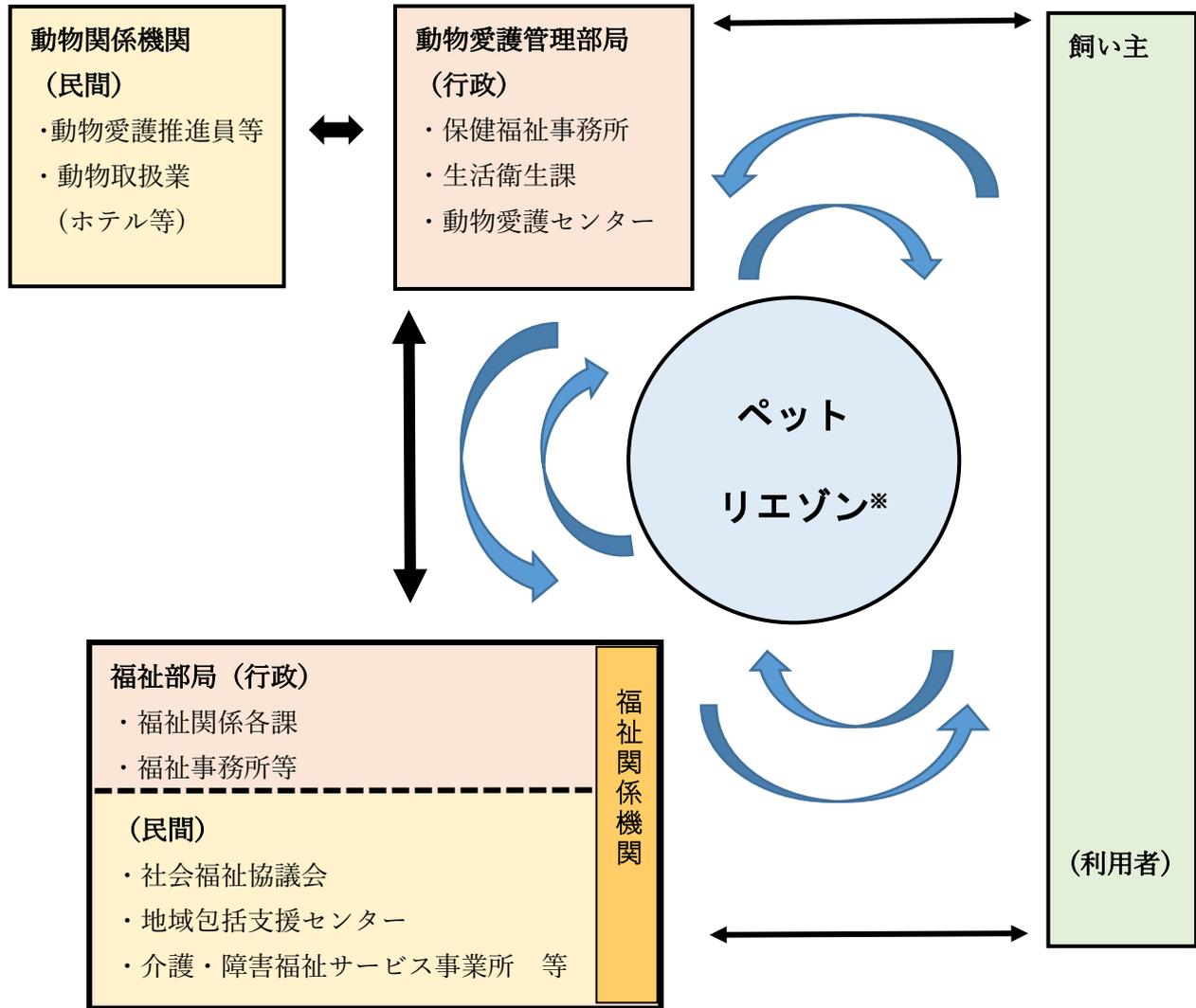
※ 各区分内は五十音順

開催履歴

	開催日	検討内容
第1回	令和7年 7月29日	・動物相談支援員の運用案について
第2回	9月29日	① 多頭飼育問題の未然防止のための動物愛護管理部局と福祉関係機関の円滑な情報共有の仕組づくりについて ・動物相談支援員の運用マニュアル ・施設訪問時のアンケート項目 ② 多頭飼育問題未然防止のための動物愛護管理部局と福祉関係機関による飼い主への多角的支援について ・職員向けの研修動画案、活用方法
第3回	11月4日	① 多頭飼育問題の未然防止のための動物愛護管理部局と福祉関係機関の円滑な情報共有の仕組づくりについて ・動物相談支援員の運用マニュアル ・施設訪問時のアンケート項目 ・動物相談支援員の効果測定方法 ② 多頭飼育問題未然防止のための動物愛護管理部局と福祉関係機関による飼い主への多角的支援について ・職員向けの研修動画案、活用方法の確定
第4回	令和8年 1月13日	① 多頭飼育問題の未然防止のための動物愛護管理部局と福祉関係機関の円滑な情報共有の仕組づくりについて ・ペットリエゾンによる支援の効果に係るアンケートについて ・その他 ② 多頭飼育問題未然防止のための動物愛護管理部局と福祉関係機関による飼い主への多角的支援について ③ 最終報告書の内容について
第5回	3月5日	・最終報告書について

※いずれもオンライン会議システムにより開催

ペットリエゾンの運用イメージ図



※ ペットリエゾンは、動物愛護管理局と福祉関係機関の橋渡しに加え、飼い主（利用者）と関係機関の橋渡しも担う。なお、動物愛護推進員等への橋渡しに際しては、所管の保健福祉事務所や動物愛護センターと事前に調整を行う。また、事案の解決にあたっては、ペットリエゾンが全て担うのではなく、橋渡しを依頼した機関及び受けた機関同士が、主体的に支援対象者へ必要な対応を行っていくことを前提としている。（動物相談支援員（ペットリエゾン）の運用マニュアル1ページより抜粋）

動物相談支援員（ペトリエゾン）の 運用マニュアル

令和7年11月

目次

I	目的	1
II	用語	1
III	基本的な考え方	1
	1 ペットリエゾンの設置目的	
	2 基本的な心構え	
	(1) 福祉関係機関への理解と配慮	
	(2) 個人情報の適切な取扱い	
	3 業務内容	
	(1) 能動的な情報収集（顔の見える関係づくり等）	
	(2) 支援方法の提案	
	(3) 支援の実行	
IV	ペットリエゾンによる支援内容（福祉関係機関に提示するメニュー）	3
	1 支援対象者がペット飼育を継続できるための支援	
	2 支援対象者がペット飼育困難になった際の支援	
	3 会議等への参加	
	4 新たな社会資源の開拓	
V	関係法令等	4

I 目的

本運用マニュアルは、不適正な犬猫の多頭飼育の未然防止を目的に配置する動物相談支援員（以下「ペットリエゾン」という。）が円滑に活動できるようにするため、及びペットリエゾンの支援内容について福祉関係機関・動物愛護管理部局の双方の理解を深めるために策定する。

II 用語

- ・動物愛護管理部局：保健福祉事務所、動物愛護センター等の県行政機関
- ・福祉関係機関：行政、民間問わず、福祉支援を行う機関の全て
- ・福祉部局：福祉を所管する行政機関
- ・ペットリエゾン：動物相談支援員の通称

※リエゾン：フランス語で「橋渡し」という意味

III 基本的な考え方

1 ペットリエゾンの設置目的

- ・多頭飼育崩壊を起こす者は福祉的支援を必要とする者が多いことから、福祉関係機関と動物愛護管理部局が連携し動物の不適正飼養の未然防止が図れるよう、相互に気軽に相談できる体制づくりを行う。
- ・具体的には、福祉関係機関の職員（ソーシャルワーカー、介護支援専門員等）が動物に関する困りごとや分からないことについて、些細なことでも気軽にペットリエゾンに相談できる体制を作り、多頭飼育崩壊等、動物の不適正飼養の未然防止を図る。
- ・ペットリエゾンは、動物愛護管理部局と福祉関係機関の橋渡しに加え、支援対象者と関係機関の橋渡しも担う。関係機関には、動物愛護管理部局及び福祉関係機関の他、民間ペット関連事業者も視野に入れる。なお、動物愛護活動を行う推進員等への橋渡しに際しては、所管の保健福祉事務所や動物愛護センターと事前に調整を行う。また、事案の解決にあたっては、ペットリエゾンが全て担うのではなく、橋渡しを依頼した機関及び受けた機関同士が、主体的に支援対象者へ必要な対応を行っていくことを前提としている。
- ・なお、ペットリエゾンは令和7年度は獣医師資格を有する者（飼い主宅訪問時には相談案件紹介元との同伴を想定）とし、運用状況に応じて他の専門家の雇用も検討する。

2 基本的な心構え

(1) 福祉関係機関への理解と配慮

- ・福祉関係機関の職員の業務は、煩雑かつ精神的負担が大きい。また、ペットリエゾンについても、支援対象者の個人情報に触れる機会が多く、課題解決に向けた関係機関との調整にかかる時間も膨大であることから、精神的負担も大きい。そのことを踏まえ、福祉関係機関との協働においては、効果的・効率的な時間調整に留意する。
- ・ペットリエゾンおよび橋渡し先による介入に際しては、福祉関係機関と支援対象者の信頼関係の構築に支障が生じないように、適時、支援上の役割分担を確認するなどの調整を行う。

(2) 個人情報の適切な取扱い

- ・初回の相談時には原則、個人情報を取り扱わない。
- ・福祉関係機関から支援対象者の個人情報について提供を得る際には、そのことについて福祉関係機関が「本人の同意」を得ているか確認をする。(個人情報の保護に関する法律第27条及び第69条第2項第1号)
- ・ペットリエゾンが福祉関係機関の同伴を得て支援対象者宅に訪問する際には、トラブル防止のため、福祉関係機関から事前に支援対象者にペットリエゾン訪問についての了承を得てもらう。
- ・ペットリエゾンが支援対象者宅に訪問した際は、今後も円滑な支援ができるよう、対応記録等、収集した個人情報を保健福祉事務所や動物愛護センターと共有することについて、支援対象者の了承を得る。

3 業務内容

(1) 能動的な情報収集（顔の見える関係づくり等）

- ・福祉関係機関との関係を構築し、支援対象者の飼養するペットに関する相談・助言を受けられるようにする。
- ・ペットに関する相談内容は多頭飼育に限定しない。
- ・ペットリエゾンの主たる訪問先は、高齢者や障害者、生活困窮者など支援が必要な人々と日常的に接しており、ペットに関する問題が顕在化しやすい地域包括支援センター、居宅支援事業所、社会福祉協議会、生活困窮者自立相談支援機関、福祉事務所生活保護担当、障がい福祉窓口を中心に、ペットに関わる問題を抱えている福祉関係機関である。
- ・なお、ペットリエゾンへのニーズ調査に関するアンケート及びペットリエゾン活用後の効果測定を実施する場合は、その過程も福祉関係機関との関係構築に資するようにする。

(2) 支援方法の提案

- ・福祉関係機関へ助言を行う他、福祉関係機関からの要望に応じて、福祉関係機関

と一緒に支援対象者宅を訪問し、専門的立場からの助言、必要に応じて関係機関への紹介や連絡調整などの支援を行う。また、問題解決に向けた方策について福祉関係機関と検討・協議する。

- ・なお、支援対象者宅訪問時には訪問記録を作成し、支援対象者の同意が得られた場合は、動物愛護管理部局及び所管の福祉部局に情報共有するとともに、必要に応じて保健福祉事務所等と連携して動物の飼育に関する指導・助言にあたる。

(3) 支援の実行

支援対象者の支援（関係機関調整含む）等、内容については、「IVペットリエゾンによる支援内容」を参照

IV ペットリエゾンによる支援内容（福祉関係機関に提示するメニュー）

福祉関係機関からの要望に応じて次のとおり支援を行う。

1 支援対象者がペットを適正飼育するための支援

- ・ノミダニ対策、ゾーニング等の適正飼育方法の助言
- ・繁殖制限・避妊去勢手術のサポート
- ・ペットシッターやペットホテルの案内（近隣の事業者情報等の抽出）
- ・関係機関（福祉サービス窓口・動物窓口）との連携
- ・ペットを飼うための心構え、必要な事項や必要経費等の助言

2 支援対象者がペット飼育困難になった際の支援

- ・新たな飼い主探しや所有権放棄の助言や方法の案内
- ・老犬ホームなど有料の終生飼養施設の案内
- ・ペットロス相談窓口の案内

3 会議等への参加

- ・福祉関係機関の会議や研修に参加し、次を行う。
 - ペットリエゾンによる支援内容の説明
 - 福祉関係機関への助言等

4 新たな社会資源の開拓

- ・既存の関係機関では解決が困難な場合は、新たな支援機関窓口等の開拓、解決に向けた方策を福祉関係機関と共に検討・協議する。

V 関係法令

【個人情報保護に関する法律】

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

【福祉関係機関が行政機関以外の場合】

第二十七条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であつて、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
- 六 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であつて、当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。）。
- 七 当該第三者が学術研究機関等である場合であつて、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

第十六条 この章及び第八章において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く。）をいう。

- 一 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した

もの

二 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を経易に検索することができるように体系的に構成したものであるものとして政令で定めるもの

3 この章において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

【福祉関係機関が行政機関の場合】

第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

「個人情報保護法ガイドライン（行政機関等編）（抜粋）」

上記第2号及び第3号の「相当の理由があるとき」とは、行政機関等の恣意的な判断を許容するものではなく、少なくとも、社会通念上、客観的にみて合理的な理由があることが求められる。相当の理由があるかどうかは、保有個人情報の内容や当該保有個人情報の利用目的等を勘案して、行政機関の長等が個別に判断することとなるが、例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供が許容される場合について規定した趣旨から、例外としてふさわしい理由であることが求められる。

附 則

この要領は、令和7年11月●日から施行する。

神奈川県健康医療局生活衛生部動物愛護担当課長
(公 印 省 略)

利用者のペットに関する困りごとの把握状況に関する
アンケート調査への御協力について (依頼)

県政の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

福祉関係機関の職員の方々が、支援業務の中で、動物を飼育している利用者に関して、動物を飼育していることや、飼育による衛生環境の悪化等が、支援業務の妨げになる事例も少なくありません。

こうした困りごとに対応するため、本県では令和7年度より、獣医師職員による「ペットリエゾン」制度を試行し、動物の飼育に係る問題の早期発見と解決を目指しています。

ペットリエゾンは、動物に関する悩みや疑問について、些細なことでも気軽に相談できる仕組みです。相談の内容によっては、福祉関係機関の皆様からの御要望により、事前の調整の上で、被支援者宅に同伴にて訪問させていただき、問題の解決の支援を行っていくことも想定しています。

福祉関係機関の皆様のニーズに則して、ペットリエゾン制度の運用を行っていくために、現在、訪問によるニーズヒアリングとアンケートを実施しております。

大変お忙しい中、恐縮でございますが、別添のアンケートに御回答いただきたく、御協力の程、宜しくお願い致します。

なお、いただいたアンケートについては施設名及び個人名が特定されない形で集計し、今後のペットリエゾン制度の運用の参考にするるとともに、集計結果を神奈川県のホームページで一部公表する予定です。

【回答期限】 依頼日より2週間以内に回答いただけると幸いです。

【回答方法】 次のいずれかにより御回答願います。

①電子回答 二次元コードを掲載

<https://~>

②FAX送付 宛先：045-210-8864

③メール送付 宛先：

問合せ先

生活衛生課動物愛護グループ

大浦、山形、佐藤、遠藤

電話 045 (210) 4947

利用者のペットに関する困りごとの把握状況に関するアンケート

アンケート目的	福祉関係機関が携わる利用者のペット飼育に係る課題の現状を把握し、動物愛護及び福祉両方の観点から必要な支援につなげられるようにする。
結果の公表方法	個人及び関係機関が特定されない形で集計し、神奈川県ホームページで一部公表する。
アンケート対象	神奈川県内の福祉関係機関の職員
アンケート実施主体	神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課動物愛護グループ(電話 045-210-4947 担当：佐藤)

施設名 _____ 担当者名 _____
 電話番号 _____ メールアドレス _____

【回答期限】 依頼日より2週間以内に御回答いただくと幸いです。

【回答方法】 次のいずれかにより御回答願います。

①電子回答 二次元コードを掲載

<https://~>

②FAX送付 宛先：045-210-8864

③メール送付 宛先：

Q1. 過去に利用者のペット飼育が、福祉支援・サービス提供の妨げになった事例はありますか？

【 ある ・ ない 】

Q2. 担当している利用者の中に、ペットに関する心配があると感じる方はいらっしゃいますか？

(ペットの飼育状況や衛生環境に問題がある、あるいはペット飼育により利用者の状況に問題がある、近隣から苦情がある等)

【 いる ・ いない 】

Q3. それはどのような事例又は心配ですか？(Q1で「ある」および・またはQ2で「いる」と答えられた方のみ/複数回答可)

- 多数の犬や猫を飼っている又は増えている(予期せず産まれる、集めるなど)
- 適切な餌やりや排泄物の処理(トイレの設置等)がなされていない
- 飼育環境が不衛生
- 入院・施設入所・転居したいが、ペットがいるからできない
- 利用者の死後のペット飼育の心配
- 飼育に関連する費用支出に関しての困りごと(経済的理由により飼育が困難等)
- 利用者の健康不安から、ペットの散歩に支障が出ている

近隣からの苦情・トラブル

その他 ()

Q4. 利用者のペット飼育問題を解決し、適切な福祉サービスを提供する上で、ペトリエゾンに期待することは次のうちどれですか？（複数回答可）

ペットを飼うための心構え、必要な事項や必要経費等の助言

繁殖制限・避妊去勢手術のサポート

ノミダニ対策等の適正飼育方法の助言

新たな飼い主探しや所有権放棄の助言や方法の案内

老犬ホームなど有料の終生飼養施設の案内

ペットシッターやペットホテルの案内（近隣の事業者情報等の抽出）

動物愛護管理部局との連携支援

ペットロス相談窓口の案内

動物にまつわるトラブル対応に関する職員への専門家による研修

その他 (_____)

例) 解決に向けた方策を一緒に検討

ご協力いただきありがとうございました。

福祉関係機関の長 様

神奈川県健康医療局生活衛生部動物愛護担当課長
(公 印 省 略)

ペットリエゾンによる支援の効果に係るアンケート調査への
御協力について (依頼)

平素より、県政の推進につきましては、格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、ペットリエゾンに対する現状のニーズ、これまでの支援の効果及び継続希望の有無を把握し、今後の事業をより効果的に展開するための検討資料とすることを目的として、アンケート調査を実施することとなりました。

つきましては、御多忙のところ誠に恐縮ではございますが、別添のアンケートに御回答いただきますようお願い申し上げます

なお、いただいたアンケート結果につきましては、個人及び関係機関が特定されない形で集計し、神奈川県ホームページで一部公表させていただく予定です。

【回答期限】 依頼日より 2 週間以内に回答いただけると幸いです。

【回答方法】 次のいずれかにより御回答願います。

①電子回答 二次元コードを掲載

<https://~>

②FAX送付 宛先：045 (210) 8864

③メール送付 宛先：●●

問合せ先

生活衛生課動物愛護グループ

大浦、山形、佐藤、遠藤

電話 045 (210) 4947

ペットリエゾンによる支援の効果に係るアンケート

アンケート目的	ペットリエゾンに対する現状のニーズ、これまでの支援の効果及び今後の継続希望の有無を把握し、効果的な事業展開に資する検討資料とするため
結果の公表方法	個人及び関係機関が特定されない形で集計し、神奈川県ホームページの一部を公表します
アンケート対象	ペットリエゾンを活用したことがある神奈川県内の福祉関係機関
アンケート実施主体	神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課動物愛護グループ(電話 045(210)4947 担当:佐藤)

施設名 _____ 担当者名 _____

電話番号 _____ メールアドレス _____

【回答期限】 依頼日より2週間以内に回答いただくと幸いです。

【回答方法】 次のいずれかにより御回答願います。

①電子回答 二次元コードを掲載

<https://~>

②FAX送付 宛先: 045 (210) 8864

③メール送付 宛先: ●●

Q1. ペットリエゾンの支援について、どのような効果を期待して、依頼しましたか。(自由回答)

Q2. ペットリエゾンの支援を実際に利用してみて、期待した効果を得ることができましたか。(5段階評価)

- 期待以上に効果的だった
- 期待通りに効果的だった
- やや効果的だった
- どちらともいえない
- 期待した効果は得られなかった

Q3. Q2 で各選択肢を選択した理由について教えてください。「期待した効果を得られた」と回答した方はそう思った理由、「期待した効果を得ることができなかった」「どちらともいえない」と回答した方はそう思った理由を教えてください。(自由回答)

Q4. 今後もペットリエゾンによる職員への助言や飼い主への支援を希望しますか。

- 強く希望する (理由: _____) (推定: 年__回程度相談)
- どちらかと言えば希望する (理由: _____) (推定: 年__回程度相談)
- どちらかと言えば希望しない (理由: _____)
- 全く希望しない (理由: _____)

Q5. Q4で「希望する」と答えた方のみご回答ください。ペットリエゾンにどのようなことを期待しますか。(複数回答可)

- ペットを飼うための心構え、必要な事項や必要経費等の助言
- 繁殖制限・避妊去勢手術のサポート
- ノミダニ対策等の適正飼育方法の助言
- 新たな飼い主探しや所有権放棄の助言や方法の案内
- 老犬ホームなど有料の終生飼養施設の案内
- ペットシッターやペットホテルの案内 (近隣の事業者情報等の抽出)
- 動物愛護管理部局との連携支援
- ペットロス相談窓口の案内
- 動物にまつわるトラブル対応に関する職員への専門家による研修
- 飼い主宅への同行訪問
- 飼い主との直接のやりとり (電話相談を含む)
- その他 (_____)
例) 解決に向けた方策を一緒に検討すること

Q6. 支援の効果に係る座談会が開催された場合、参加を希望しますか。

- 【 希望する (希望テーマ: _____) ・ 希望しない 】

ご協力いただきありがとうございました。

福祉関係機関の職員向けのペット対応及び動物愛護管理部局職員向けの福祉関連の支援を受けている飼い主への接し方等に関する効果的な研修動画案及びその具体的な活用法について

1 目的

動物愛護管理部局（県動物愛護推進員を含む）と福祉関係機関が連携し、飼い主への支援を円滑かつ効果的に行える体制づくりを目的とする。

2 内容

(1) 福祉関係機関の職員向けのペット対応に係る研修動画

ア 対象者

- ・福祉関係機関（民間含む）の職員

イ 福祉関係機関の職員が研修動画を視聴することにより得られる効果

- ・支援対象者の動物に関する困り事への対応の選択肢（多機関連携等）が増える。

ウ 研修内容及び講師

内容	講師	得られる効果	時間
①動物愛護管理部局が飼い主に提供できる支援内容及び相談窓口の案内 ②動物愛護管理部局へ情報提供をすることが望ましい飼養状況の判断基準 ③ペット飼育に係る留意点（飼育費用や避妊去勢手術の重要性） ④動物愛護管理部局が担う業務とその目的及び連携の必要性	生活衛生課職員	イ	30分
⑤社会福祉的支援を必要とする又は支援を受けている飼い主に係る問題について（総論）※	NPO 法人 人と動物の共生センター 奥田理事長	イ	15分
⑥社会福祉的支援を必要とする又は支援を受けている飼い主に対する、多角的支援について（事例紹介）※	NPO 法人 人と動物の共生センター 鈴木理事	イ	15分

※⑤⑥については、動物愛護管理部局（県動物愛護推進員等民間を含む）職員向けの研修動画にも活用

エ 活用方法

- ・福祉関係機関の既存の研修で活用
- ・県公式 YouTube に掲載し、研修未受講者や新任職員が随時視聴可能な環境を整備する。

(2) 動物愛護管理部局職員（県動物愛護推進員を含む）向けの福祉関連の支援を受けてい

る飼い主への接し方等に係る研修動画

ア 対象者

- ・神奈川県動物愛護管理部局の職員
- ・神奈川県動物愛護推進員
- ・市町村の狂犬病予防主管課職員や保健所設置市の動物愛護管理部局職員

イ 動物愛護管理部局の職員等が研修動画を視聴することにより得られる効果

(ア) 福祉制度の理解

社会福祉的支援を必要とする（又は支援を受けている）飼い主を適切な福祉関係機関の窓口につなげる。

(イ) コミュニケーション能力の向上

飼い主と信頼関係を築き、適正飼養の指導を受け入れてもらう。

ウ 研修内容及び講師

内容	講師	得られる効果	時間
①福祉関係機関（民間含む）の種別、各担当業務と役割等（福祉関係機関が飼い主に提供できる支援内容及び相談窓口）	県福祉部局職員	イ（ア）	15分
②社会福祉的支援を必要とする又は支援を受けている飼い主に係る問題について（総論）※1	NPO 法人 人と動物の共生センター 奥田理事長	イ（イ）	15分
③社会福祉的支援を必要とする又は支援を受けている飼い主に対する、多角的支援について（事例紹介）※1	NPO 法人 人と動物の共生センター 鈴木理事	イ（イ）	15分
④社会福祉的支援を必要とする又は支援を受けている飼い主と信頼関係を築くコミュニケーション方法（イメージ：環境省ガイドライン※2 79p）	東洋大学 佐藤准教授	イ（イ）	15分

※1 ②③については、福祉関係機関の職員向けの研修動画にも活用

※2 「人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン～社会福祉と動物愛護管理の多機関連携に向けて～」

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/r0303a.html

エ 活用方法

- ・県動物愛護管理部局の担当者新任研修で放映（年1回）
- ・県動物愛護管理部局の担当者会議で放映（年1回）
- ・県の公式YouTubeに掲載し、県動物愛護管理部局職員や動物愛護推進員等がいつでも閲覧できるようにする（通年）

3 動画完成までのスケジュール

- ・動画内容について、第3回検討会（11月）で確定

- ・講師が動画撮影（12月～2月）
- ・事務局が県公式チャンネルに掲載予定（3月）。完成後は関係機関へ周知を行う。

支援現場のペットの困り事

ペットリエゾン[※] (県の訪問型動物相談支援員)に お気軽に ご相談ください!

※ペットリエゾン:県の獣医師職員。「ペット」と「リエゾン」(フランス語で橋渡しの意味で使われる)を掛け合わせた造語。



支援現場でこんな困り事はありませんか?

- 支援対象者宅に訪問する度に犬や猫が増えている
- ペットの飼育環境が不衛生になっている
- ペットを飼いたがっているが世話が十分にできるか心配
- ペットの飼育費用が膨らみ、生活費を圧迫している
- ペットがいることを理由に、入院・施設入所・転居を拒んでいる



早期に相談いただくことで解決に向けて一緒に対応を検討します

ご相談方法

1

電話でご相談

2

ペットリエゾンが
福祉関係機関へご訪問

3

ご希望に応じて、
支援対象者宅に同伴

ペットリエゾン(県の訪問型動物相談支援員)にぜひ、ご相談ください
神奈川県生活衛生課動物愛護グループ

☎045-210-4947

平日 9時~12時
13時~16時

※対象地域:横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市を除く県内地域



ペトリエゾンによる支援メニュー

1

支援対象者がペットを適正に飼うための支援

事例1

支援対象者宅に訪問する度に犬や猫が増えている
⇒●避妊去勢手術、ゾーニング等の適正飼育方法の助言

事例2

ペットの飼育環境が不衛生になっている
⇒●ノミダニ対策等適正飼育の助言、関係機関(動物愛護管理部局等)との連携

事例3

ペットを飼いたがっているが、世話が十分にできるか心配
⇒●飼育費用、避妊去勢手術、万が一の時の預け先の確保等、適正飼育に必要な知識の助言

2

支援対象者がペットを飼うのが困難になった時の支援

事例1

ペットの飼育費用が膨らみ、生活費を圧迫している
⇒●安価なペットフードの助言、新たな飼い主探しや所有権放棄の助言や方法のご案内

事例2

ペットがいることを理由に、入院・施設入所・転居を拒んでいる
⇒●ペットシッターやペットホテルのご案内(近隣の事業者情報の抽出)
●老犬ホームなど有料の終生飼養施設のご案内
●新たな飼い主探しや所有権放棄の助言や方法のご案内

3

会議等への参加、研修実施

- ペトリエゾンによる支援やペットの適正飼育等に係る研修実施等

※上記にないメニューについても、対応策について一緒に検討しますので、お気軽にご連絡ください。

